

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

二次予防事業における要介護認定等の結果の
積極的な活用について

計2枚（本紙を除く）

Vol.227

平成23年8月3日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (介護技術係：内線3947、介護認定係：内線3944)
FAX : 03-3595-4010

各都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局老人保健課

二次予防事業における要介護認定等の結果の積極的な活用について

介護保険制度の円滑な推進について、御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、二次予防事業が円滑に実施されるよう「地域支援事業の実施について」の一部改正（平成 2 3 年 7 月 1 4 日付老発 0 7 1 4 第 2 号）を行ったところですが、その実施にあつては、下記に留意するよう管内市町村に周知願います。

記

1. 要介護認定等において非該当と判定された者への二次予防事業の円滑な実施について

要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）において非該当と判定された者に対し、二次予防事業等の必要な支援を行うにあたり、市町村の要介護認定の担当課室と地域包括支援センター等との間で、必要な情報の共有が図られることが重要である。

しかしながら、個人情報保護の観点から、要介護認定情報（認定調査の結果、介護認定審査会による判定結果や意見、主治医意見書などをいう。以下同じ。）の共有が困難であるという指摘があることから、次の取り扱いを参考に、必要な情報の共有を図りながら、要介護認定の非該当者に対し、二次予防事業を積極的に実施されたい。

2. 要介護認定情報等の共有について

二次予防事業対象者の把握にあたっては、要介護認定等の担当課室と地域包括支援センター等との間で、積極的に情報を共有すること。

なお、別紙の通り、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成 19 年 8 月 10 日付関係部局課長通知）においては、災害時に迅速かつ的確に要援護者の避難支援を行うためには、日頃から、要援護者として想定される高齢者等の情報把握を要介護認定情報等により把握することが重要であるとされており、本人から同意を得ない場合であっても、「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」等の場合には、目的外利用・第三者提供が可能である旨示されているので、情報の共有にあたり参照されたい。

問合せ先

厚生労働省老健局老人保健課

介護予防・介護認定担当 川崎、鈴木

03-5253-1111（内線 3947、3944）

要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について(抄)

(平成19年8月10日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局総務課長通知)

(略)

1. 要援護者の把握について

災害時に迅速かつ的確に要援護者の避難支援を行うためには、日頃から、要援護者の把握を適切に行っていることが重要であるが、要援護者として想定される高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等の情報については、市町村の福祉関係部局において、以下のような方法等により、漏れのない情報把握に努めること。

- ・ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する

(中略)

2. 要援護者情報の共有について

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から、防災関係部局と連携して、要援護者情報を自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有しておくことが重要であるが、その際、個人情報保護への配慮から、以下の点に留意しつつ、関係機関との要援護者情報の共有を図られたい。

(中略)

② 関係機関共有方式

一方、要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有することが考えられる(関係機関共有方式)。

個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例として、以下の例があげられるが、これらの規定に基づく要援護者の情報の共有は可能とされており、こうした規定に基づく関係機関との要援護者の情報の共有について、積極的な取組みを行うこと。

- ・ 「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・ 「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

(以下略)